

令和2年度第4回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和2年11月19日(木)午後1時30分
多摩市役所第二庁舎会議室

1. 開催日 令和2年11月19日(木)

2. 会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3. 出席者

被保険者代表委員 大井幸夫、齊藤順子、津布久光男

保険医・薬剤師代表委員 寺田武司、富澤 倫

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、伊藤 拳

被用者保険代表委員 川又久義、増子敏彦

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 赤壁聡子
保険税担当 浅利守道
国保担当 坂本全史
国保担当 高橋麻智子
国保担当 星野広輝

午後1時30分 開会

○下井会長 それでは、定刻になりましたので、第4回多摩市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。会議前に、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日、1名の方、いらっしゃいます。

○下井会長 傍聴を許可することについて、御異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

○下井会長 では、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

○下井会長 それでは、第4回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、出席状況報告について、事務局のほうでお願いいたします。

○坂本国保担当 橋本委員、菱田委員から欠席の連絡が入っております。山川委員、佐々部委員より、遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

本日の議事録署名委員ですけれども、津布久委員、あと齊藤委員、お願いいたします。

それではまず、机上の配付資料についても含めて、事務局のほう、本日の予定をお願いいたします。

○松下保険年金課長 本日につきましては、令和2年4月1日より委嘱させていただきました新委員の方に委嘱状の交付をさせていただきまして、また窪山職務代行が御退任されておりますので、その後任の職務代行をお決めいただきたいと思います。その後、資料に基づきまして報告事項、それから協議事項の御説明をさせていただきます。

○下井会長 どうもありがとうございます。それでは、新しい委員の方への委嘱状の交付をお願いいたします。

○松下保険年金課長 それでは、窪山委員の御退任に伴いまして、国土館大学から伊藤委員が就任されておりますので、委嘱状を私のほうから交付させていただきます。

(委嘱状交付)

○松下保険年金課長 多摩市辞令。伊藤挙様。多摩市国民健康保険運営協議会委員を委嘱する。任期、令和2年4月1日から令和4年6月30日。令和2年4月1日。多摩市長、阿部裕行。よろしくお願いいたします。

○下井会長 伊藤先生、御挨拶をお願いします。

○伊藤委員 窪山の代わりに来ました伊藤です。よく分からないことが多いので、よろしくをお願いします。

○下井会長 よろしく願いいたします。

それでは次に、職務代行の選出に移りたいと思います。

○松下保険年金課長 昨年の委員の改選の際にも、職務代行につきましては会長より御指名をいただいたという経緯がございますので、今回の新しい職務代行につきましても、会長より御指名をしていただければと考えております。

○下井会長 それでは若林先生、結構長い間携わっていらっしゃるの、若林先生にお願いしたいと思います。よろしいですか。

○若林委員 はい。

(「異議なし」の声あり)

○松下保険年金課長 ありがとうございます。

○下井会長 よろしくをお願いします。

(若林職務代行、席移動)

○松下保険年金課長 では若林先生、御挨拶をお願いいたします。

○若林職務代行 若林でございます。御挨拶ということではないのですが、つい先日、気になった記事ではないのですが、5万円を全員に配るといって、市長に当選された方がいらっしゃったのですが、実は健康保険運営協議会も、市長さんが健康保険料をただにするといって市長に当選できるような仕組みは仕組みなのですね。そういうわけで、この運営協議会というのは非常に重要な役割を担っております。少しでもお手伝いできればと、そんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

○松下保険年金課長 よろしく願いいたします。

○下井会長 よろしく願いいたします。それでは、本日の報告事項のほうから入りたいと思います。

○松下保険年金課長 それでは報告事項、令和2年度多摩市国民健康保険運営協議会スケジュール(変更案)につきまして、資料1を御覧いただきたいと思っております。

令和2年度の国民健康保険運営協議会のスケジュールにつきましては、5月の資料で、11月19日、第4回から第7回までの日程変更でございます。5月の段階では11月、今回、保険税率の見直しを諮問させていただくという予定にしておりましたけれども、今

回のコロナの影響で、この先がなかなか見通せないという中で、来年度の税率改定をどうするかいうところ、指針どおりの4%の改定をするのか、見送るのか。あるいは、法定繰入れを少しでも削減するという意味で、4%まではいかなくても、数%は改定するののかといった率直な御意見を、本日、委員の皆さんにいただきたいと考えております。

それを踏まえまして12月、来月の運営協議会に保険税率の見直しについてということで、諮問をさせていただきまして、12月、1月、2月の3回で審議をお願いしたいと考えております。そこが大きなところになっております。

また、当初は12月17日ということでお示ししていたのですが、会場の都合で、12月18日に変更をお願いしたいということと、第7回の2月18日ということでお示ししていたのですが、保険税率の答申の関係から前倒しさせていただきまして、2月4日に変更させていただきたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。先ほどおっしゃってくださったように、今日、第4回で、この後、協議したいと思います。第5回が、課長がおっしゃってくださったように18日の金曜日になりますので、御注意ください。ここで諮問を受けまして、1月に審議、2月は答申という形に計4回、皆様の御意見をいただきたいと思います。保険税率の見直し、改定についての率直な御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

スケジュールに関して、何か御質問ございますでしょうか。

○川又委員 2月18日は、なくなったということですね。

○松下保険年金課長 そうですね。2月4日に前倒しという形でお願いできればと考えています。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは次に、資料2のほうになるのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況についてということで、事務局のほう、報告をお願いいたします。

○松下保険年金課長 資料2を御覧いただきたいと思います。今年度、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金、それから国民健康保険税につきましては減免を行っております。その状況について御報告をさせていただきます。

1番目の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についてということで、給

与などの支払いを受けている被保険者の方が、新型コロナに感染した場合、または発熱などの症状があり、感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給させていただくという形になっております。

1 1月16日現在、多摩市におきましては、申請件数が1件、決定が1件というような形になっております。

2つ目の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況につきましては、減免した部分につきましては、国の財政支援の対象になっておりまして、申請件数につきましては、以下の表のとおりになっております。また、この対象となる世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯。2つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3の全てに該当する世帯というところで、事業収入等が、前年度の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下であること。主たる生計維持者の、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること。こちらの基準を満たした世帯に対して、減免を行っております。

令和元年度分につきましては、176件、決定件数が102件。令和2年度分につきましては、305件、申請を受けておりまして、現在246件、決定しているというような状況になっております。

報告は以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。これに関して御質問ございますか。お願いいたします。

○津布久委員 1番目の新型コロナの関係の傷病手当金について、1点確認といたしますが、教えていただきたいのですが、まず、傷病手当金というのは、協会けんぽなんかのほうだと、今年たまたま私も何件かやったのですけれども、休業補償と抱き合わせで傷病手当というのを受けている方はいらっしゃるのですけれども、今回の国保での傷病手当金というのは、5月8日の日付で資料を送っていただいた、傷病手当金を出せなくはないんだけど、多摩市では初めてみたいなことという状況の資料を頂いて拝見したのですけれども、今回のやつというのは、いつまで有効というか、時限立法なのかどうかということの一つ、気になるので。

それで、コロナ自体は今日も500人を超えたとかと出ているので、まだ引き続きウィズコロナで過ごすようになると思うのですけれども、この辺は、1件と書いてありますけれども、もう完全に治った……。多摩市の感染者自体が、はっきりした情報ないのですけれども、40何人とか、100何人だか、途中までしか知らないで、その辺を教えてもらいながら、この方は完全に新型コロナウイルスに感染して、PCR検査を受けて、コロナによる休業している方の手当なのかどうかということと、先ほど言ったように、いつまでこの傷病手当金をお支払いするのかと。

できれば、プライバシーに触れない程度で、お勤めの方だったら健保だから、個人的なお仕事をしている商売の方なのかどうかという点、その辺、限られた範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○松下保険年金課長 今回のコロナの傷病手当金につきましては、健保組合さんですと、傷病手当金というのが任意給付という形であるんですけれども、国民健康保険につきましては、任意給付を行っている市町村がないということで、多摩市におきましても、今回、国の財政支援が受けられるということで、条例改正を行って対応したものになります。

その期間につきましては、来年の3月末までの間という形で、当初は9月までだったので、それが延ばされたというような形になっています。

今回、その該当された方につきましては、今回の傷病手当金の支給対象となるのが、被用者ということで、個人事業主は除かれているというので、被用者として働いている方で、最終的にはコロナには感染していなかったのだけれども、疑いがあるというところで出勤をしていなかった。その部分についての休業補償という形になっています。

多摩市の今の感染者数については、140数名、150人程度になっています。

○津布久委員 分かりました。追加で、今、国の財政支援というのは、この方、結局幾らお支払いしたのか分からないですけど、100%なのですか。

○松下保険年金課長 はい、10分の10です。

○津布久委員 国からの支援というのは、国から助成金か何かを頂いて、そのまま御本人の口座に振り込むというような、市の持ち出しはないのですか。

○松下保険年金課長 まずは市の会計から支払うということで、5月の臨時会で補正予算を計上させていただきまして、御承認いただいて、そこから執行されます。来年、国のほうに精算という形で、その部分を申請するというような形になっております。

○津布久委員 では傷病手当金については、最終的には来年以降、全部精算されて、市の

持ち出しはないのですか。

○松下保険年金課長 はい、ございません。

○津布久委員 分かりました。ちょっとその辺を確認したかった。ありがとうございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかに。お願いいたします。

○齊藤委員 私も今の件に関してなのですからけれども、1人というのが、1件というのが意外と、えっと思ったのです。多分、補正ではもう少し、人数分とっておられたような気がするのです。確かに春の自粛期間には、多摩市は本当に少なくはあったのですけれども、だんだん増えてきていますし、申請が来年の3月まで延びるとすれば、これからの見通しといたしまししょうか、もう少し増えるような予測を市としては持っておられますか。

○松下保険年金課長 当初、この考え方が示されたときに、医師の診断を必要としない。事業主の証明でいいよという支給要件になっているのですが、当初その話が出たときには、不正受給対策をどうするかというところもあったのですけれども、実際、蓋を開けてみたら、多摩市では1件というようなところで、東京都全体としても、かなり少ない人数なのですね。今、3波というようなところが言われていますので、今後の見込みについては何とも言えないのですが、当初想定していたよりは、はるかに申請件数は少ないという状況です。

○津布久委員 反対に、こういう制度があるというのは、恥ずかしながら私も、社労士として勤めている事業所でも、全員が知っているわけではなくて、担当自体がですね。普及というか、こういうことができるのだということは、改めて知らしめてはいないのですかね？ 被用者というか、国保でこういうものが出るんだよというのは、普通は知り得ないですものね。

○松下保険年金課長 今回、条例改正をさせていただいて、支給できることになりましたので、広報としては、ホームページやたま広報などでお知らせしています。

○津布久委員 広報には出ていますか。

○松下保険年金課長 はい。

保険税の減免については当初納通の中にも、減免が受けられますという形で、お知らせのほうは皆さんにお送りしています。

○津布久委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと私のほうから、「主たる生計維持者」とあるのですけれども、普通、世帯の所得

合計とか見ると思うのですけれども、この場合の「主たる生計維持者」というのは、例えば夫婦共働きだと、それは1人なのですか。2人になるのですか。その「主たる」といったときには。

○松下保険年金課長 1人です。

○下井会長 なるほど。その場合は所得の多いほうということですか。

○松下保険年金課長 基本的にはそうです。

○下井会長 なるほど。分かりました。何かほかに御質問ございますか。

なければ次に、資料3以降のところですが、令和3年度の保険税率改定についてということで、事務局のほう、御説明いただけますでしょうか。

○松下保険年金課長 それでは、資料3、4、5を使いまして、御説明をさせていただきたいと思います。先ほどもお話しさせていただいたのですが、今回、東京都から示されました国保事業費納付金・標準保険料率の算定結果、それから法定外繰入れの推計というのもお示しさせていただいております。これらを踏まえまして、来年度の改定について、委員の皆さんの率直な御意見をいただければと考えております。

では、資料3を御覧いただきたいと思います。こちらは、先日晒されました令和3年度の国保事業費納付金、それから標準保険料率の仮算定結果となっております。表の一番上が、1人当たり納付金及び標準保険料率となっております。こちらから、まず説明をさせていただきます。

1人当たり納付金額につきましては、今年度の本算定と比較いたしまして、5.6%の増、16万9,524円となっております。東京都平均につきましては、3%の増というような形になっておりまして、18万1,356円。

次の段の1人当たり保険料額ですが、多摩市、6%の増、15万1,978円。東京都平均では2.8%増の15万7,968円となっております。

標準保険料率につきましては、多摩市、所得割率が11.92%、東京都平均ですと、11.67%。多摩市の伸び率が6.4%、東京都平均では2.2%となっております。

均等割につきましては、7万3,304円、7.2%の増。東京都平均につきましては、7万1,745円、2.9%の増となっております。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和につきましては、納付金につきましては、0.8%の減、44億6,926万6,000円となっております。東京都平均では、2.1%の減という形になっております。

次の激変緩和につきましては、1億2,508万9,000円、対前年で多摩市25.1%の減。東京都平均では22%の減という形になっております。

東京都の財政支援につきましては、昨年度に引き続きまして、なしという形になっております。

次に、激変緩和後の納付金額につきましては、43億4,358万8,000円、多摩市、0.1%の増。東京都平均では、2%の減という形になっております。

賦課すべき保険料必要額につきましては、39億9,891万3,000円、多摩市が3.3%の増、東京都平均では、マイナス1.8%という形になっております。

1人当たり納付金額及び保険料額が、東京都平均と比べまして、多摩市が高い要因なのですが、激変緩和措置が中段の表になっているのですけれども、対前年で約4,200万円減額していると。これは令和5年度まで、基本的には4,000万円ずつ毎年減っていくような形になっていきます。そちらと、東京都全体の医療費指数が下がっているというように、参考の表のところ、一番下段になるのですが、東京都平均、若干ですけれども、0.9491から0.9489と、全体が引き下がっているというようにところが、多摩市の持ち出し分も増えているという形になっております。

それから1人当たりの保険料額の増につきましては、東京都平均が2.8%の増に対しまして、多摩市が6%の増。こちらにつきましては、激変緩和措置の表の一番下の賦課すべき保険料必要額を算出する際に、東京都からの交付金といったものを減算する仕組みがあるのですが、そういったものが、令和2年度と比較いたしまして1億円、減額しているというようにところが、激変緩和の4,200万円を合わすと、減算項目の1億円減というところで、1人当たり保険料額が引き上がっているという状況になっております。

裏面を御覧いただきたいと思います。こちらは今回、示されました標準保険料率となっております。多摩市医療分所得割率につきましては6.94%、対前年で5%の増。東京都平均では6.76、マイナス0.4%。均等割につきましては4万824円、対前年で5.9%の増、東京都平均は3万9,755円、0.3%の増。

後期分につきましては、所得割率が2.46%、対前年で1.7%の増、東京都平均ではマイナス0.4%。後期の均等割につきましては1万4,122円、対前年で1.8%の増、東京都平均ではマイナス0.3%。

介護分につきましては、2.52%、対前年で16.1%の増。東京都平均につきましても、13.2%の増と。介護分の均等割につきましては1万8,368円、対前年で15%

の増。東京都平均も、12%の増となっております。

合計11.92%、対前年で6.4%、東京都平均が2.2%。均等割につきましては、7万3,304円、多摩市が7.2%の増。東京都平均では2.9%の増という形になっております。

中でも介護負担金分の伸びが、全国的に非常に高いというような形で、今回、顕著にあらわれてきているというような状況になっております。

下段に、今年度の多摩市の保険税率ということで、所得割率の合計が8.84%、均等割が5万600円というような形になっております。

こちらは今回、東京都から示されました国保事業費納付金、それから標準保険料率の仮算定結果というような形になっております。

資料4を御覧いただきたいと思います。こちらは、平成30年度に第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針を策定させていただきました。運協に諮問して策定させていただいたものになるのですけれども、取組の方向性というところ、右の表になります。こちらの指針では、多摩市の国保財政健全化計画で示した取組方針を具体化していくというものになっておりまして、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正給付、それから財源の確保、その3つの項目を推進して、保険者機能強化を目指すということにしております。

その表の一番下、③のところですが、財源の確保。こちらは納付環境の整備、口座振替の促進、滞納処分の強化、収納率の向上、保険税率の見直しを進めまして、法定外繰入れの抑制に努めてきた。今後も引き続き財源の確保に努めて、解消・削減すべき赤字について、計画的、段階的に削減することを目指していくことを示させていただいております。

裏面を御覧いただきたいと思います。こちらはその具体的な取組というような形で、1番の被保険者の健康の保持・増進というところでは、具体的な4つの取組を上げさせていただいている。2つ目の医療費の適正給付というところでは、3つの取組を記載させていただく。

右のページになりますが、財源の確保ということで、6つの具体的な取組を示しております。その具体的な取組5、保険税率の見直しというところですね。平成30年度以降については、標準保険料率を参考に毎年、保険税率を見直していく。改定率は、対前年度4%増を基本とすると。具体的な取組6といたしまして、法定外繰入れの計画的、段階的な削減。一般会計の法定外繰入れについては、今後15年間をめどに削減していくことを目指

していくというようなことをこの第2期の指針で示させていただいているところでございます。

次に、資料5を御覧いただきたいと思います。こちらは保険税率改定による法定外繰入金の推計というような形になっておりますけれども、今回、算定させていただいた前提条件につきましては、基本は本年度の当初予算をベースに、被保険者の伸び率等を勘案したと。2つ目といたしまして、激変緩和措置については、平成30年度の2億5,000万円から令和5年度まで毎年4,000万円ずつ減額されると。1人当たりの医療費の伸びについては、1.5と推計している。1人当たり保険税額については、令和元年度の決算数値に各年度4%ずつ乗じて算出していると。5つ目といたしまして、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による個人収入の減少を見込んでいないということを前提にいたしまして、改定した場合、見送った場合の比較をしております。

2番が、指針に基づく改定を行った場合と、令和3年度の改定を見送った場合の保険税収入になっております。指針に基づく改定を行った場合には、令和3年度29億6,509万2,000円。改定を見送った場合につきましては、28億5,182万9,000円。マイナス1億1,407万3,000円となっております。令和3年度から5年度まで3年間で累計いたしますと、保険税収入全体が3億4,400万円程度、減収になる見込み。

3つ目の、指針に基づく改定を行った場合、それから3年度を見送った場合の法定外繰入れというような形になっております。令和3年度、指針に基づく改定を行った場合につきましては、法定外繰入額は9億1,346万7,000円。改定を見送った場合には10億4,834万3,000円と。差額が1億3,487万6,000円。令和3年度から令和5年度までの3年間で累計いたしますと、トータルで4億763万4,000円程度、一般会計からの繰入れが増えてしまうというような状況になっております。

4つ目といたしましては、財政健全化計画との整合性というところですが、一番上の段が、財政健全化計画で見込んだ、解消すべき赤字繰入額となっております。2段目が、指針に基づく改定を行っていった場合の赤字繰入額、3段目が、改定を見送った場合の赤字繰入額となっております。こちらの赤字繰入額につきましては、財政健全化計画と比較いたしますと、指針どおりの改定、それから見送った場合も、令和5年度までは、いずれも下回っているというような状況になっております。

こういった状況を踏まえまして、来年度の保険税率について、どうすべきというようなところを、委員の皆さんに御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。では、今日の協議事項になっているのですけれども、忌憚のない御意見、御質問を含めて、いただけたらと思います。お願いいたします。

○津布久委員 個人的な私見としては、先ほどの資料2でも、減免の申請自体も、元年に比べれば、ほぼ倍増ぐらいに増えている状況。それから、民間の昨今のニュースを見ても、全日空とか日本航空なんかでも、経営が苦しい。人を出向させるような状況であるし、全体的に、私が関与しているところの企業でも倒産したり、あるいは保育園では休業補償を出したり、いろいろ職員として見ると、年収が下がっている状況ですね。

そういう中で、本来的には赤字をなくすということで、4%という増税をせざるを得なかった状況下ではあるのですけれども、100年に1回ぐらいのこういう想定外の状況にあって、私としては、増税は甘んじてこのところは抑えて、今回は前年度の据置きが妥当ではないかなと自分では感じています。

ただ、東京都下は26市あるわけなので、多摩市だけが据え置いてという形にもいかないと思うので、他市と足並みをそろえるような状況でということ、ずるい考え方ですけれども、ほかの市の状況というのはまだ、こういう状況になって、これからみんな審議する形なので、各市とも検討過程にあるわけですね。

○松下保険年金課長 はい。

○津布久委員 まだ、結論が出ているところは、ないのでしょうか。

○松下保険年金課長 まだ、正式にはということはないのですけれども、もともと来年度は改定年でないという市も10市ぐらいありまして、それ以外のところについては本来、改定すべき年度なのですけれども、こういった状況を踏まえて、見送るといような方向で今、検討しているということも数市ございます。

ただ、それ以外のところでは、こういう見えない状況の中でも、当初の計画どおりに改定を行うということも、あるように聞いています。

○下井会長 当初の予定どおり改定を行うというのは、その理由があるのですか。こういうところが強いから行えるとか、弱いところは、こういうところが理由であって行えないという特徴みたいところは、何かあるのですか。

○松下保険年金課長 見送る方向性というのは、新型コロナのどういう影響が出ているということは、正直なところ見えない中で、一旦そこで立ち止まるというような判断をされ

るところ。改定をするというところについては、コロナが見えないのだけれども、改定は行って、コロナの影響については来年度、分析して、次年度以降の改定方針に反映させていくというようなところもございます。

あとは、当初の改定率より下げた形で改定を行うというような、本来、赤字解消の部分で改定率として見込んでいたのですけれども、コロナの影響で減少が見込まれる部分のみの改定を行うというような検討をしている市もございます。

○下井会長 齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 これを見て悩ましいのですけれども、その前に、最近よくちまたでは、医療機関への通院控えをするという声がよく聞かれるのですけれども、コロナに感染した方の医療費はもちろん発生するのでしょうかけれども、実際に傾向として医療費が減少しているという状況はありますか。

○松下保険年金課長 今年4月から6月までのレセプトの件数は、もう明らかに落ち込んでいる。4月診療分については対前年で25%落ちている。その3か月平均でも20数%落ちているということなので、かなりの受診抑制という形になっておりまして、来年度の納付金算定の際に、医療費がどの程度落ち込むのかというところもございますけれども、本当にコロナの影響で受診控えというのは出ています。

○齊藤委員 そうですか。

○下井会長 すみません。川又委員、お願いいたします。

○川又委員 今の医療費の関係、健保組合はやっぱり4、5、6は、件数で30%ぐらい減っているのですけれども、緊急事態宣言解除後は元に戻ってきています。ですから、控えた人が、もう元に戻ってきていてということで、例年どおりの医療費はかかっています。一時的な減少だったと思います。今後も、悪化しなければ、前年と同じぐらい医療費がかかってくるのかなと思っています。

今、料率の4%を勘案していたのですけれども、この傷病手当金と保険料減免については、国が後日、精算をして返してくれるということでもありますから、これは保険料の財政には、問題ないわけですよ。一時的に立替払いですから。

○松下保険年金課長 減免についてはそうですね。

○川又委員 後日、国から補助金に戻ってきて、穴埋めになると。法定外繰入れ、4%の税率改定の関係でこれを見ると、4%か0%かという2つ、2種類なのですけれども、例えば中間で2%だけ上げて改定して、言葉は悪いのですけれども、それで苦しい方は減免

に移ってもらおうという方法もあるのではないですか。減免すれば、国から補助金が出るのですよね。

○松下保険年金課長 減免も、令和2年度までが対象になっております。

○川又委員 3年度以降は、まだ指針が出ていない？

○松下保険年金課長 3年度については今、国は、財政支援する方向性は出していないですね。

○川又委員 健保の場合が今、保険料の減免ではなくて、猶予なのですけどね。来年3月までの保険料を猶予すると言って、来年度も延びそうなのです。要は、来年度も猶予させなさいという、出ますから、多分、減免も同じように出るのではないかなという気がするのですけれども。ですから、例えば4%ではなくて2%、0%ではなくて2%ぐらいの引上げで、とりあえず様子を見るというのも、一つの方法ではないかなとは思いますが。

○下井会長 川又委員の関係して確認なのですけども、諮問をいただいて答申をするのですけれども、それは0%か4%でなくても、2%ということでも、あり得るということですか。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 なるほど、分かりました。お願いします。

○津布久委員 結局、4%にしろ、0%にしろ、一般会計からの繰入れをしてもらわなければならないので、市の一般会計からの繰入れなので、市の財政状況自体は同じように、例えば納付状況というのはどうなのですか、分かる範囲内で。例えば同じように延納と言おうか、分納が多くなったとか、固定資産税なら4期で出てくるわけだけど、納められないのか、調整がかなり来ているのかどうか。税収自体の見込みが全体的に下がっているのかどうかということも、ちょっと考えておかなきゃ。結局、繰入れしてもらわなければならないので、もともとの一般会計が苦しんでいるのだから、痛みではないけど。というようなところも、0から4のパーセンテージを決めるに当たっても、独立採算制で、国保は国保で最低限の努力はしなきゃいけないから、今、川又委員がおっしゃられたように、2%にするとかという妥協点も見つけなきゃいけないのです。

市税自体はそんなに苦しくないような、普通の伸びであるのであれば、国保はもともと豊かな財政状況のものではないので、ここは甘えさせてもらおうという判断が出てくると思うので。やっぱり市の全体の状況もちょっと把握したり、情報いただけるとありがたいなと思います。

○松下保険年金課長 はい。まず、市税の今年度の収納の関係なのですから、収納額それから収納率自体は、市税も国保税も落ちてはいないのです。ただ、来年度の予算となりますと、市税のほうでは、かなりの減収を見込んでいます。

○津布久委員 やっぱりそうですか。

○松下保険年金課長 はい。

○川又委員 健保で今回、算定基礎届を出して、給料を確認したのです。うちの健保だけではなく、ほとんどの健保は一緒ですけれども、給料が前年同期で6,000円ぐらい下がっているのです。当然、住民税も前年所得でかかってきますから、多分、市も相当落ちるのではないかなという気はします。6,000円が落ちるということは相当厳しいと思うのです。それを基礎にして、住民税が年間所得で課税されるので、相当、市のほうも厳しくなるのではないかなという気がします。これは、ほかの健保も全部一緒に、6,000円から8,000円ぐらい給料が落ちています。

○津布久委員 そうですね。残業なんかでも、どんどん減っているというようなことは聞いているしね。実際、家での仕事が多くなってきているので、うちの子供なんかも、勤めに行くのは部長がいるときだけというので、週に1日行けばいいほうみたいで、ひどいときは、もう5日間ずっと行かないで、自宅で仕事みたいなことがあるし。そうすると、残業代とか、働く労働のペイというのは下がってくるわけなので、今おっしゃられたように、来年度の住民税は相当落ちるのではないかなと思うし。

あと企業自体が、海外輸出なんかも影響が出てきているので、法人税なんかも下がってきているのは事実ですので、経済全体がどういうふうに反映してくるか、1年後でないと分からないと思うのですけれども、そういうことを考えると、国保全部、100%、今回は前年度に据置きという形がふさわしいのかどうか分からないのですけれども、情報だけは細かくいただきながら、検討していきたいなと個人的には考えています。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○大井委員 4%とか2%という話は、被保険者にとって負担がどうなるかという話ですよ。それで、被保険者の負担を少なくすればするほど、一般会計からの繰入れというのは増えるわけですよ。一般会計からの繰入れで、一般財政がどうなるかという話は、この会議の中では気にしなくていい話なのですか。財源はどうかという話です。

○松下保険年金課長 それも踏まえてというような形になると思います。今、来年度の予算編成作業を進めているのですけれども、従来ですと、1次経費、2次経費というような

形で予算要求をしていたのですが、1次経費というのは通常の経常経費、2次経費というのは新規の事業とか、さらにレベルアップをしてやりたいという予算を、1次と2次に計上していたのですけれども、来年度の予算につきましては、1次経費をさらに分割しまして、1次経費、2次経費、本当にその事業をやらないと、市民の生活に相当な影響が出てしまうような事業とか、やらないことによって重大な法令違反になるようなものについては、1次経費に上げる。従来、昨年、今年までは1次経費に上げていたものでも、止めてもいいようなものについては2次経費と。新規レベルアップ事業については3次経費ということで、それが実施できるかどうかというのは分からないような状況。

今、予算編成を進めている中で、来年度の市民税、それから税関連の交付金といったものをひっくるめても、やっぱり数十億円の減収というのが見込まれるというようなことがありますので、一般会計を編成するのにもかなり苦労していると。その一般会計から、国保会計に繰り入れるという形になりますので、もう大もとが苦しい中での繰入れという形になるので、そちらのほうも十分に考慮しながら、保険税率をどうしていくのかというのを考えていかなければならない。

○大井委員 はい、ありがとうございます。

○下井会長 お願いします。

○齊藤委員 確認なのですけれども、もし改定をやらなかった場合、あるいは減らした場合、その分は4年度、5年度に乘せるという話ではないですよ。これは、4年度、5年度もそれぞれ4%を見込んだ数字が書かれていますけれども、乗せる話ではないのですよね。そこのちょっと確認なのです。

○松下保険年金課長 来年度2%にした場合、翌年度6%にするのかということですか？

○齊藤委員 5%、5%で乗せるとか、そういうこともあり得るのですか。

○松下保険年金課長 今のところ、そういう想定はしていません。

○齊藤委員 そうですか、はい。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

ほかに、次回までにこういう資料が欲しいということでも構わないと思うのですけれども、事務局はそれでいいですか。もし、こういう資料が欲しいという、さっき津布久委員もちょっとおっしゃっていた他市の状況というのがありましたけれども、もしこういうのが欲しいというのであれば、それもおっしゃっていただけたらと思うのです。

寺田委員、何かコメントとかありますか。

○寺田委員 なかなか難しいところだとは思いますが、皆さんのお話を伺っていて、単純になくしたり、このまま継続して4%上げたりというところが、簡単には決められない背景もあると思いますので、他市さんの状況という情報はあると、判断のしようも少しあるかもしれないですし、一般会計のほうの情報も、もうちょっと詳しくあれば、それにひっくるめて、判断も少ししやすくなるのかなというふうには私も思いました。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに。

○川又委員 東京都からは何か言ってきているのですか、やってもいいよとか、やらなくてもいいよとか、全くないですか。

○松下保険年金課長 それはもう、東京都が関与してこないということです。

○川又委員 こないのですね。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 お願いします。

○若林職務代行 先ほど津布久委員がおっしゃったように、2%にしてみると、その時のメリットとデメリットを何か一覧表みたいにして、事務局のほうで作っていただければ、私たちもそれを見ながら議論できると思うので、よろしく願いいたします。

○松下保険年金課長 はい、分かりました。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに。お願いします。

○増子委員 東京都のほうから、一応、解消しなさいという形が出ているではないですか。それは、延長になっても、市のほうでは差し支えないという形なのですか。例えば2%にしてしまうと、結局、計画が先送りになりますよね。その辺りというのはどうなのですか。

○松下保険年金課長 財政健全化計画自体が6年間、令和6年度までの計画になっておりまして、多摩市の場合については、もうそこまでには改定しないよという計画を提出しています。見送った場合には若干、法定外繰入れの推移というのが15年スパンで見ると、今後どうなるかというところが、なかなか見込みがつかないところもあるのですが、見送った場合には、それでも1年先延ばしぐらいのものになってくるというような形になります。

○増子委員 ということは、上げなくちゃいけないということは、もうゴールであるわけですね。

○松下保険年金課長 そうです。

○増子委員 解消するという前提でいけば。では今回、これで目先のところで2%、0%

という形よりは、4%で推移するという形もシミュレーションの中にはきちんと出して、メリット・デメリットを出さないと、おかしいのかなとちょっと今思ったものですから。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○齊藤委員 先ほど私、来年度の予算で市民税が落ち込むというような、それを見越した予算編成をされるという話をおっしゃっていましたが、個人住民税は若干落ちるような気がするのですが、企業のほう、法人市民税、法人住民税はどうか、ちょっとその辺りは知りたいなと思います。

○松下保険年金課長 今、見込みでは、もう個人も法人も減収するというような形です。

○齊藤委員 法人もですか？

○松下保険年金課長 はい。

○伊藤保健医療政策担当部長 今、課長の松下のほうから、御説明をさせていただいているところではございますけれども、今回のコロナ禍の影響というところが、一番身近というところでは医療保険の特に国保のところは、市民の生活に直結しているというところ、一方で、ちょっと不適切な表現になるかもしれないのですが、減額の方も非常に多いというふうな低所得者の方々が中心の健康保険になっておりますので、やっぱり影響は非常に大きいという中では、保険料を来年度からどうするかというのは、市としても非常に頭を悩ませているところでございます。

一方、新聞報道等でも御存じのように、特に上半期は、お医者さんにかかるのを控えているという方が多くて、医療費というのは自然増で、ある程度見込んでいましたけれども、実際には、それほど医療費は使われていないというような現象もあるのかもしれないので、そういったところも踏まえながら、来年度の保険料税率を決めていかなければいけないというのは、皆様方のお力をかりながら進めていかなければいけないので、何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○下井会長 ありがとうございます。

○津布久委員 あと、全く関係ないかもしれない。もし分かったら、教えてもらいたいのですけれども、国保税と一緒に国民年金もあると思うのだけれども、結局、世の中で失業者が多くなると、健保から外れて国保に移った方の人数だとか、あるいは厚生年金で3号の方が、失業して1号になった方という数字の情報が、もし得られるのであれば、多摩市全体の労働者の動きみたいなものも分かるので、できたら、そういう情報も欲しいなと思うのですが、それは可能でしょうか。

例えばこのコロナで、一昨年の冬から10月ぐらいまで失業して、国保に移動した人と国民年金にかかった人という動線が分かると、多摩市の労働者の経済状況が分かるかなという感じがするのですが。できる範囲内で、その辺も教えていただけるのであれば、ありがたいなと思います。

○下井会長 ありがとうございます。これはなかなか判断するのが難しいのですけれども、例えば給料は減っているということになると、負担というのは、市民の方に対しては厳しくなる。市税が減るとするのは、役所としては厳しくなってしまう。だから上げたほうがいい。さっき部長のおっしゃった例えば医療費が下がっているというのは、どう解釈したらいいのですか。市民あるいは市のほうの負担、医療費が減っているというのは、どう解釈したらいいのかなというのが、よく分からないのですけれども。

○伊藤保健医療政策担当部長 医療費が減ることが直接、来年度の保険料の改定にどういふ影響を及ぼすのかというのは、今のところ見えないところなのですけれども、単純には、医療費がかかっていなければ、保険料から払われているお金を少なく、かけるのは少なくて済むわけなので、少なくて済むということは、結果として繰出金のほうも減ることが想定されます。

ただ、それはあくまでも受診の機会が減ったところの中での一過性の話かもしれないですし、今回、いわゆる受診控えというのが、社会的な行動の変容というふうなことも言われているわけです。結構、頻回受診をされていて、毎週、毎月のように高齢者は特に病院にかかっていたけれども、通っていなくても、検査数値はあまり悪くなかったとか、お薬をいっぱい飲まなくて、かえって健康状態がよくなったということも、お話としては伺うところもあるので、これをきっかけとして、それぞれ市民の方々のいわゆる受診行動というのが変容されて、このまま、あまり受診をされないで健康を維持されたまま、生活をしていくようなトレンドに行くかもしれないし、逆に、人間ドックというのは欠かさず受けたほうがいいのかというお話もあるので、数字的には一過性には減ったけれども、また来年からは同じように増えていくような可能性もありますので、そこは一概には申し上げられないというところはあるかと思えます。

○下井会長 ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○川又委員 ざっくばらんに、事務局としてはどうしたいですか。

○松下保険年金課長 担当所管としては正直なところ、改定するのは、市民の被保険者の方にとっては、かなり厳しい状況だろうかなというのはあります。ただ、法定外繰入れの

持ち出し分が3年間で4億円かかってしまうというところも、一方で、どうしていくのかという判断もありますので。

○川又委員 そうですね。市税が減っていれば、市の財政が厳しいのだから、もうという話ですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 そっちのほうが厳しいのかなと思います。さっき松下も説明させていただいたように、法定外の繰入れ、繰り出しをすることによると、結局、市役所本体でやろうとしている事業を削って、義務的経費というか、優先順位で高いところへ上げなきゃいけないので、1億円増えたとなると、逆に本来、市がやるべき1億円分のサービスを何か減らさなきゃいけなくなるわけなので。国保の方々にとってみれば、それが一つの必要なことになるかもしれないのですけれども、一方、ほかの市民の方々にすると、それで1億円分の市民サービスが低下するということも考えられるわけなので、そこはバランスを考えていかなければならないかなというところはあると思いますね。

○川又委員 国保というのは国保だけの枠だから、住民税は、全部が払っているお金を一部の国保に送るということは、逆に言えば、それ以外の人は何だという話になると思うのです、住民からするとね。そこの落としどころを考えないといけないので、私は例えば2%と申しましたけれども、1%でも2%でも、4%とはいかなくても、そこが落としどころかなという気がするにはするのですね。

○津布久委員 生活保護の人というのは、ここのコロナって、去年の冬ぐらいから、多摩市の状況はどうなのですか、動きは。

○伊藤保健医療政策担当部長 生活保護の状況なのですけれども、御存じかもしれませんが、今、生活保護の一步手前の困窮者の自立支援法という制度が、5年ぐらい前からできまして、一步手前の生活困窮者の自立支援の関係の相談は、春先にすごく増えたということは伺っています。同時に、生活保護の方の相談も増えたとは伺っていますけれども、そのことによって生活保護が始まったという方は、それほど大きな数ではないというふうなことです。

○津布久委員 生活保護の人が増えているという状況ではないのですね。

○伊藤保健医療政策担当部長 多少、増えているか、コロナの状況が保護の申請理由に挙がっている方はいらっしゃいますけれども、そんなにすごく大きな数ではない。

○津布久委員 ないのですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 はい。

○津布久委員 いろいろなニュースが交錯している中で、保健所から資料いただいても、自殺者も相当増えているみたいだからね。会社に出社しにくくなって、鬱病になって、相談する先もないしとかいろいろ。テレワークになかなかそぐえない人が出てきている中で、頼るすべがなく、生活保護が増えたのかなと思ったので、今、質問させてもらったのだけれども、そんなではないのだ。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうです。あと、生活保護のほう、御承知のように、持てる物を全部処理してからなので、失業されても、資産ということでおうちとか車を持っていたりすれば、それを処分してというふうなことになります。失業したから生活保護申請したといっても、まず手持ちの貯金が全部なくなってから来てくださいという話になると、実際にその影響が及ぶのは1年先とか2年先ということもあるかもしれないです。その辺は何とも申し上げようがないです。

ただ、自立支援法の関係では相談を行っているので、津布久委員御指摘のとおり、今、直の段階では、相談者は増えているということが春先にあったということになります。

○津布久委員 ここは国保の運営委員会ではあるのだけれども、市全体のそういう動きの中で、その率を決めるべきだなと思うので、いろいろ今日ちょっと資料要求みたいにしましたけれども、情報はいっぱいあったほうがいいかなと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

○伊藤保健医療政策担当部長 はい。

○津布久委員 ありがとうございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。お願いします。

○大井委員 国がいろいろコロナ対策をやるので、10兆円とかそういうふうな補正予算を組んだりしている。それをみんな、財源というのは国債を発行して賄うとっているわけですよね。市の場合にも、そういう考え方というのはあり得るのですか。

○松下保険年金課長 市の事業を予算編成する際にです。

○大井委員 保険料も上げない。市の事業費も減らさない。要するに借金で子孫の代に回してというふうな考え方というのはあり得るのですか。

○下井会長 自治体債券ということですか。

○大井委員 ええ。

○下井会長 多摩市で市債を出すということですか。

○大井委員 そうです。そういう制度そのものは、ないのですかね。

○下井会長 制度は多分ありますよね。

○伊藤保健医療政策担当部長 起債については、制度というものはあるのですけれども、起債は、ある程度、目的というものが、例えば公共の施設を建てるなどという一定程度の基準というのがありますので。基本的には今、東京都さんもそうですけれども、基金という積立てというのがありますして、起債を発行する前に、その基金の取崩しで対応するというふうなところが大事なところになってくるかなと思いますので、まだ今の状況では、そこまでは行っていないといえますかね。

○大井委員 ありがとうございます。

○下井会長 ほかに何かございますでしょうか。

もしなければ、その他ということで、次回開催日は12月18日の、今度、金曜日になってしまいます。午後1時半からということで、よろしいでしょうか。お願いできたらと思います。

○松下保険年金課長 よろしくお願ひいたします。

○下井会長 はい。あと、事務局のほうで何か連絡事項ありますか。

○松下保険年金課長 今、御意見いただきました資料につきましては検討させていただきました。また新たにこういったものというものがありましたら、担当のほうに御連絡をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。では、これにて第4回多摩市国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時38分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員